

資 料 編

- 1 . 「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書」 . . . P 1
- 2 . 「新設合併」と「編入合併」の相違点 . . . P 2 ~ 3
- 3 . 先進事例 . . . P 4
- 4 . 構成市町村庁舎の現況 . . . P 5
- 5 . 事務所の位置に関する法令 . . . P 6
- 6 . パシフィックコンサルタント(株)業務実績 . . . P 7 ~ 1 0

富山地域合併協議会発足にあたっての確認書

平成15年2月19日、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、細入村は、富山地域合併協議会の発足にあたり、確認書を取り交わした。

今般、山田村から当協議会への参加申し込みがあり、改めて、7市町村で、以下の事項について確認を行った。

1 富山地区広域市町村の大同合併について

富山地区広域圏構成市町村で、今回参加されなかった市町村についても、引き続き参加の呼びかけを行い、合併についての門戸を開いていくものとする。

2 合併後における現行市町村の取り扱い等について

合併後も、現行の市町村単位で自主性が十分発揮できるよう、政令都市に見られる「区」の設置に準じた行政区域を設定し、住民票や戸籍の届け出、税、医療・保健・福祉関係等の窓口サービスの向上を図るとともに、道路整備、農林業及び中山間地域振興などの分野においても、一定の権限・予算を持たせるようなシステムの導入を検討し、住民ニーズの把握と地域の活性化に努めることとする。

また、地域審議会の設置や地域担当部署の設置についても必要であるとの認識の上で、具体的な検討を行うものとする。

小学校区ごとにコミュニティセンター（富山市における地区センター・公民館の機能を持った施設）を配置することを基本とし、地域の事情も勘案し、今後具体的に協議を行うこととする。

3 地域の振興策について

市町村建設計画は、ハード面の整備とともに、ソフト面にも配慮し、また、真に合併市町村の建設に資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とすべきものとする。

この計画に位置づけられた事業の中から、どの事業に合併特例債を活用するかは、今後議論を行うべきものであるが、想定される事業としては「合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業」や「富山市以外の地域の均衡ある発展に資するために重点的に充てることを基本とした公共的施設の整備事業」などであり、地域間のアクセス道路の整備、コミュニティ施設の整備など、地域全体のレベルアップを図る事業に多く位置づけられるべきものとする。


都市計画税、事業所税等地方税の取り扱いについては、合併特例法の不均一課税の特例等も含め合併協議会の中で十分議論を行っていくこととする。

4 その他一般的事項について


- (1) 合併に関する基本4項目のうち、合併方式については、新設合併とし、合併期日、事務所位置、新市の名称に関しては、その決定方法を含めて合併協議会において協議を行うものとする。
- (2) 合併協議会の委員数については、新設合併をめざすためにも、全市町村が対等であるとの認識のもと、全市町村同数の委員で構成することとする。
- (3) 合併協議に当たっては、行政サービスは高く、負担は低い方で議論を行う。
- (4) 合併協議会は原則公開で行うこととし、併せて各種のメディアを活用し、積極的に住民への情報提供を行っていくこととする。
- (5) 合併後の職員の取り扱いについては、現行の市町村間に不均衡が生じないように努める。


以上の事項について、確認したことを証し記名、押印の上、各々1通所有するものとする。


平成15年 3月26日


富山市長 森 雅志 


大沢野町長 中 斉忠雄 

大山町長 梶 田 脩 

八尾町長 吉村 栄二 

婦中町長 大島 外夫 

山田村長 山崎 吉一 

細入村長職務代理者
細入村助役 河村 進一 

「新設合併」と「編入合併」の相違点

分 類	新 設 合 併	編 入 合 併
合併市町村の名称	・ 合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	・ 編入をする市町村の名称となる。
事務所の位置	・ 合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。	・ 編入をする市町村の事務所の位置となる。
財産及び公の施設の取扱い	・ 合併市町村が引き継ぐ。	・ 編入する市町村が引き継ぐ。
議会議員の定数及び任期の取扱い	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の議員は、その身分を失う。 ・ 地方自治法に定める定数の議員選挙を行い任期は選挙の日から4年。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の協議により次のいずれかによることができる。 設置選挙により選出される議会の議員の任期に限り、法定数の2倍までの議員を置くことができる。(定数特例制度) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、全員、2年以内の間引き続き在任できる。(在任特例制度) 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入をする市町村の議員は、そのまま在任し、編入される市町村の議員はその身分を失う。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合には、地方自治法に定める議員定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。) ・ 任期は、編入をする市町村の議員の残任期間。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の協議により、次のいずれかによることができる。 編入をする市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じて、合併市町村の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる。(定数特例制度) 編入される市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の被選挙権を有することとなる者について、編入をする市町村の議会の議員の残任期間相当在任することができる。(在任特例制度) なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙により選出される任期相当期間についても、「定数特例」を用いることができる。
農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い(合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の委員は、その身分を失う。新たに選挙及び選任により委員を選出する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併関係市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、10人～80人の範囲で1年以内の間在任できる。 	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入される市町村の委員はその身分を失い、編入する市町村の委員は、そのまま在任する。 <p><特例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入される市町村の委員(選挙による委員)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
一般職の職員の身分の取扱い	・ 引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	・ 編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員として身分を保有する。

<p>特別職の職員の身分の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村の特別職は失職する。なお、合併市町村の首長は、選挙により選出することとなり、助役、収入役等は新たに任命されることとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入をする市町村の特別職は身分に変動はないが、編入される市町村の特別職は身分を失う。
<p>条例・規則等の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・編入される市町村の条例・規則は失効し、基本的には編入をする市町村の条例・規則に統一される。
<p>建設計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも、編入される市町村の区域についての建設計画を作成する必要がある。

先進事例

[新設合併]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
兵庫県	篠山市	新設	H11. 4. 1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
東京都	西東京市	新設	H13. 1.21	田無市、保谷市
埼玉県	さいたま市	新設	H13. 5. 1	浦和市、大宮市、与野市
香川県	さぬき市	新設	H14. 4. 1	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
沖縄県	久米島町	新設	H14. 4. 1	仲里村、具志川村
山梨県	南部町	新設	H15. 3. 1	南部町、富沢町
群馬県	神流町	新設	H15. 4. 1	万場町、中里村
山梨県	南アルプス市	新設	H15. 4. 1	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町 甲西町
岐阜県	山県市	新設	H15. 4. 1	高富町、伊自良村、美山町
静岡県	静岡市	新設	H15. 4. 1	静岡市、清水市
広島県	大崎上島町	新設	H15. 4. 1	大崎町、東野町、木江町
香川県	東かがわ市	新設	H15. 4. 1	白鳥町、大内町
熊本県	あさぎり町	新設	H15. 4. 1	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
福岡県	宗像市	新設	H15. 4. 1	宗像市、玄海町
宮城県	加美町	新設	H15. 4. 1	中新田町、小野田町、宮崎町

[編入合併]

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
新潟県	新潟市	編入	H13. 1. 1	新潟市、黒埼町
茨城県	潮来市	編入	H13. 4. 1	潮来町、牛堀町
岩手県	大船渡市	編入	H13.11.15	大船渡市、三陸町
茨城県	つくば市	編入	H14.11. 1	つくば市、荃崎町
広島県	福山市	編入	H15. 2. 3	福山市、内海町、新市町
広島県	廿日市市	編入	H15. 3. 1	廿日市市、佐伯町、吉和村
広島県	呉市	編入	H15. 4. 1	呉市、下蒲刈町
愛媛県	新居浜市	編入	H15. 4. 1	新居浜市、別子山村

*平成 11 年から、平成 15 年 4 月 1 日まで

構成市町村庁舎の現況

項 目	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	細入村	(山田村)
住 所	富山市役所 富山市新桜町7番38号	大沢野町役場 上新川郡大沢野町高内333番地	大山町役場 上新川郡大山町上滝525番地	八尾町役場 婦負郡八尾町福島151番地	婦中町役場 婦負郡婦中町速星754番地	細入村役場 婦負郡細入村榆原1088番地	山田村役場 婦負郡山田村湯780番地
施設規模 (構造)	鉄筋コンクリート造 地下2階 地上8階	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階	本館：鉄筋コンクリート造2階 別館：同造3階	本館：鉄筋コンクリート造5階 別館：鉄骨造3階	鉄筋コンクリート造3階	鉄筋コンクリート造4階
敷地面積	13,616.41 m ²	13,015.56 m ²	2,356.99 m ²	9,160.99 m ²	14,079.38 m ²	4,262.00 m ²	1,350.00 m ²
延床面積	43,471.32 m ²	5,603.80 m ²	2,063.77 m ²	3,985.68 m ²	7,902.00 m ²	1,627.00 m ²	1,430.25 m ²
駐 車 場	8,375.00 m ²	2,528.51 m ²	600.00 m ²	1,730.99 m ²	9,213.00 m ²	2,000.00 m ²	324.80 m ²
竣 工	平成4年 5月15日	昭和48年 10月10日	昭和33年 10月12日	本館： 昭和33年 11月1日 別館： 昭和56年 7月1日	本館： 昭和57年 10月25日 別館： 平成4年 4月30日	昭和47年 12月20日	平成14年 12月17日 (改築)

(平成15年5月1日現在)

事務所の位置に関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するにあつては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

【用語解説】

支所

市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所。

出張所

住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長である。

パシフィックコンサルタント(株)業務実績

弊社は、これまで、以下のような目的に対応した様々な「市町村合併に関する支援業務」を行ってきております。

- < 新市将来構想・新市建設計画の検討に関して >
 - ・ 初期段階での合併の必要性に関する分析・検討資料の作成
 - ・ 住民アンケート調査の実施・分析
 - ・ 行財政シミュレーションの検討
 - ・ 新市将来構想の検討
 - ・ 新市建設計画の検討
- < 住民理解の醸成に関して >
 - ・ 広報紙の作成支援
 - ・ パンフレット等の資料作成の支援
 - ・ ホームページ作成の支援
 - ・ シンポジウム等の交流イベントの企画・支援
- < 協議会等の運営支援に関して >
 - ・ 協議会等の運営支援
(情報提供、アドバイス、資料作成、等)

市町村合併に関する支援業務実績

市町村合併にかかわる計画の検討・策定

受注年度	業務名	業務の概要	発注者
12	香川東5町・合併推進計画検討業務	合併に対する理解を深める協議会設立前のリーフレットの作成、および5町の合併にむけた協議会設立後の住民アンケート調査と新市建設計画の作成。	香川県津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町合併協議会
12	引田町・白鳥町・大内町・新市建設計画策定業務	3町の合併にむけた住民アンケート調査および新市建設計画の作成。	香川県引田町・白鳥町・大内町合併協議会
12～13	対馬6町・新市建設計画策定業務	6町の合併にむけた住民アンケート調査および新市建設計画の作成。	対馬6町合併協議会
12	東予市の合併に関する住民説明用パンフレット作成業務	合併の意義やメリット・デメリットを住民に分かりやすく説明するための協議会設立前のパンフレットの作成。	愛媛県東予市

受注年度	業務名	業務の概要	発注者
13	氷上郡合併将来構想策定等業務委託	中立な立場で合併の是非を問うための住民アンケート調査、および6町の将来構想(マスタープラン)の作成。	兵庫県氷上郡
13	東予市の合併に関するアンケート調査業務	協議会設立前の合併推進に向けての合併に関する住民意向の把握。	愛媛県東予市
13	五戸地方三町村合併に関する意識調査業務	任意協議会における合併に対する住民意識の把握。	青森県五戸地方合併協議会
13	東近江地域3町合併検討推進広報等支援業務	協議会設立前の合併推進に向けての住民啓発広報誌企画支援、活動報告書のとりまとめ。	滋賀県東近江地域3町合併検討協議会
13	守山市・中主町・野洲町合併等行政研究調査業務	協議会設立前の合併推進に向けての住民啓発支援意向調査の実施及び合併に関する研究報告書の作成。	守山市・中主町・野洲町合併等行政研究会
13	加美郡四町行政評価調査業務	任意協議会における協議用資料として、各町のバランスシート作成、財務分析、主要施設の投資効果分析の実施。	宮城県加美郡四町合併推進協議会
13	大崎上島三町新町建設計画策定業務	法定協議会における新町建設計画の策定。	広島県大崎上島三町合併協議会
13	将来の市町経営からみた合併の課題と対応に関する調査研究委託業務	中山間地域の市町経営における課題等について、具体的かつ実証的な調査研究を行うとともに、合併後のシミュレーション行財政の検討・開発を行う。	兵庫県長期ビジョン市町振興課
13	まちづくり基本方針策定業務	保谷、田無両市の合併に伴い、個別に策定された都市計画マスタープランを再構成し、西東京市のまちづくり基本方針を策定する。	東京都西東京市
14	石部甲西合併に関する住民意識調査業務	研究会における住民意向調査とパンフレット作成支援業務	石部甲西合併研究会
13	南条郡合併問題研究会ホームページ作成支援業務	研究会における検討内容を住民に段階的に情報提供するためのホームページの構築。	南条郡合併問題研究会(3町村)
14~	宇陀地区6町村の将来ビジョン策定業務	任意協議会における将来ビジョン及び住民説明会用のパンフレットの作成	奈良県宇陀地区町村合併問題協議会
13~	三原郡4町新市建設計画策定調査	法定協議会における新町建設計画の策定。	兵庫県三原郡合併協議会
14	東近江地域3町新市建設計画検討業務	法定協議会における新市建設計画の策定及び協議会運営などの支援業務。	安土町・五個荘町・能登川町合併協議会

受注年度	業務名	業務の概要	発注者
14～	丹後6町新市建設計画策定支援業務	法定協議会における新市建設計画の策定及び協議会運営などの支援業務。	丹後6町合併協議会
14～	三原郡4町市制施行申請業務	合併に伴う市制施行中諸書類の作成支援	兵庫県三原郡合併協議会
14～	平成14年度将来構想修正検討業務	平成13年度策定の将来構想について、住民意向を受けた見直し業務。	兵庫県氷上郡6町合併協議会
14～	協議会だより発行ホームページ運営支援業務	合併協議会の広報活動として協議会だよりの発行及びホームページの構築・運営支援を行う。	兵庫県氷上郡6町合併協議会
14～	豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会調査研究業務	住民発議による合併協議会における新市将来構想策定業務	豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会
14～	多治見市・瑞浪市・土岐市・笠原町新市建設計画作成支援業務	法定協議会における新市建設計画の策定及び協議会運営などの支援業務。	東濃西部合併協議会事務局
14～	高松町・七塚町・宇ノ気町新市建設計画策定業務	法定協議会における新市建設計画策定業務	石川県高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会
14～	市町村合併推進事業調査研究策定委託業務	五條市を中心とした合併の必要性及び広報活動等検討業務	奈良県五條市
14～	養父郡新市建設計画策定業務	法定協議会における新市建設計画策定業務	兵庫県養父郡6町合併協議会
14～	神崎郡・夢前町合併調査運営支援業務	兵庫県行財政シミュレーションマニュアルを用いた6町の合併による行財政シミュレーションの実施	兵庫県神崎郡合併研究会
14～	長崎県県央1市5町新市建設計画基礎調査業務	法定協議会における新市建設計画策定業務	長崎県県央1市5町合併協議会
14～	沖縄県将来ビジョン作成に関する調査研究業務	沖縄県における住民参加による合併業務構想のモデル作成業務	沖縄県企画開発部 市町村課
14～	宇城久・綴喜地域将来構想策定業務	宇治市を中心とした7市町の合併将来構想の策定業務	宇治市計画推進室
14～	佐賀県小城郡4町新市建設計画策定業務	法定協議会における新市建設計画策定業務	小城郡4町合併協議会
14～	石部甲西合併による新市将来構想策定業務	2町による合併の将来構想の策定業務	石部甲西まちづくり協議会

(注) H14年度業務については、一部現在進行中のものも含む

受注年度	業務名	業務の概要	発注者
14～	王子周辺広域市町村圏 合併研究会業務	奈良県の王子周辺広域市町における合併検討業務	王子周辺広域市町村圏 合併研究会
14～	香寺町・姫路市財政シ ミュレーション実施業 務	兵庫県行財政シミュレーションマニュアルを用いた香寺町と姫路市の合併による行財政シミュレーションの実施。	兵庫県神崎郡香寺町
14～	氷上郡新市建設計画策 定業務	平成14年10月に合併の是の方向が決定した後の法定協議会における新市建設計画策定業務	兵庫県氷上郡6町合併 協議会
14～	市町合併を支援する道 路整備計画検討業務	篠山市・氷上郡を対象に合併を支援する道路について、事業評価を行い、早期に高い効果をもたらす事業計画を策定するとともに、新しいまちづくりにふさわしい道路ネットワークの構築を行う。	兵庫県 柏原土木事務 所
14～	五條・西吉野・大塔合併 連絡協議会運営支援業 務	事務事業調書の作成、協議会HPの立ち上げ、住民向け広報誌の作成支援を行う。	五條・西吉野・大塔合 併連絡協議会
14～	安曇野地域新市将来構 想策定業務	長野県の安曇野地域3町2村における合併検討業務。(構想作成および調査・分析業務)	安曇野地域任意合併協 議会
14～	新市建設計画策定支援 業務	兵庫県北但馬1市5町合併における新市建設計画の策定業務。将来、新市となった以降も戦略的な行政施策の展開が可能となるように行政評価の視点を取り入れた事務事業の一元化等を行いながら施策の展開を図るものである。また、総合的な協議会事務局支援を行うものである。	兵庫県 北但合併業議 会
14～	本城村・坂北村・麻績 村・坂井村 任意合併協 議会 新村将来構想策 定業務	長野県の筑北4村における合併検討業務。(構想作成および調査・分析業務)	本城村・坂北村・麻績 村・坂井村 任意合併 協議会
14～	中野市・山ノ内町・豊田 村 任意合併協議会 新村将来構想策定業務	長野県の中野市等3市町村における合併検討業務。(構想作成および調査・分析業務)	中野市・山ノ内町・豊 田村 任意合併協議会

(注) H14 年度業務については、一部現在進行中のものも含む